

表2 所得制限限度額表

扶養人数	<請求者本人>	<扶養義務者>
0人	459万6千円未満	628万7千円未満
1人	497万6千円未満	653万6千円未満
2人	535万6千円未満	674万9千円未満
3人	573万6千円未満	696万2千円未満
4人	611万6千円未満	717万5千円未満
5人～	以下 38万円ずつ加算	以下 21万3千円ずつ加算

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算）

所得＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額など）

－諸控除（医療費控除など）－8万円（社会保険料相当額として一律8万円）

こちらの手続きもお忘れなく！！

児童手当

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方で、一定の所得を超えない場合に支給される手当です。手当の支給月額額は、3歳未満が一律1万円、3歳以上が第1子5千円、第2子5千円、第3子以降1万円です。

出生などにより新たに受給資格が生じたときは、認定請求手続きを忘れないように済ませてください。

※公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

●認定請求方法

次の必要書類を持参して、児童福祉課窓口で請求してください。

- ・印かん
- ・手当の振込先となる請求者名義の金融機関口座のわかるもの（ゆうちょ銀行は除く）
- ・健康保険被保険者証の写し（請求者厚生年金などの加入者の場合）
- ・児童手当用所得証明書（最近転入された方の場合、申請時期により必要な場合があります）

※添付書類は後日提出いただいてもかまいません。まずは、手続きが遅れることのないよう窓口へお越しください。

なお、手当の支給開始は次のとおりとなります。

- ・誕生日から15日以内に手続きした場合…出生月の翌月から
- ・上記以外の場合…認定請求書の提出月の翌月から

また、すでに手当を受給されていても、「市に転入してきた」「出生等で支給対象児童が増えた」「他市町村に転出する」などの事由が発生した場合は、改めて手続きが必要となりますのでご注意ください。

- 支給時期
認定請求した月の翌月分から支給され、年3回（4月・8月・11月）支給されます。
- 所得制限
請求者本人や配偶者、同居の
- ・手当1級（重度障がい）
↓月額5万7500円
- ・手当2級（中度障がい）
↓月額3万3800円

- 所得状況届
「所得状況届」は、毎年8月
- 親族の前年所得金額が、【表2】の所得制限限度額以上であると、その年の8月から翌年7月までの手当を受給できません。
- なお、適用される所得の年度は次のとおりです。
請求時期1月～6月
↓前々年分の所得
請求時期7月～12月
↓前年分の所得

- 11日から9月10日までの間に全受給資格者の所得状況を確認し、所得制限に該当するかどうかを判定するためのものです。
- 受給を継続するために、所得状況届を必ず提出してください。
- ※支給停止や、所得が限度額以上であっても届出は必要です。
- 認定請求手続き
児童福祉課に用意してある「認定請求書」、その他必要書類を添付して請求してください。



い。（必要書類については、お問い合わせください。）

◆各種手当の問い合わせ先

伊奈庁舎児童福祉課

☎ 58 - 2111（内線1163）